

【すこやか歳時記】
文月の候



今年の7月は祝日が移動して、例年の祝日が平日になります。使用中のカレンダーの確認を。

今年の7月は、昨年と同様に特例措置として祝日の移動が決まっていますので、間違えないようにご注意ください。東京オリンピック関連の特措法改正で、昨年11月の臨時国会で成立し、12月に公布されたので、すでに出回っていたカレンダーや手帳などには反映されていないものが数多くあるようです。身の周りのカレンダー類を再確認ください。

具体的には、「海の日」の祝日は例年なら7月第3月曜日のところ、今年は22日に移動しています。また、例年なら10月第2月曜日の「スポーツの日」の祝日も移動し、今年は7月23日です。したがって両日は連休になっています。さらに、例年は8月11日の「山の日」も今年は8月8日に移動しています。社内でも混乱のないように事前確認を…。

日々是好日カレンダー

7月 JULY	
1 木	文月・七夕月・愛逢月・女郎花月 ・国民安全の日 ・建築士の日 ・労働者派遣事業適正運営推進月間
2 金	・半夏生 ・ユネスコ加盟記念日 ・たわしの日 ・蛸の日
3 土	・波の日 ・七味の日 ・ソフトクリームの日 ・通天閣の日
4 日	・アメリカ独立記念日 ・梨の日 ・和服洋服直しの日
5 月	・農林水産省発足記念日 ・江戸切子の日 ・穴子の日
6 火	・公認会計士の日 ・サラダ記念日の日 ・ピアノの日 ・ゼロ戦の日
7 水	・小暑 ・七夕の節句 ・川の日 ・ゆかたの日 ・乾麺デー
8 木	・那覇の日 ・中国茶の日 ・質屋の日
9 金	・ジェットコースターの日
10 土	・納豆の日 ・潤滑油の日 ・指笛の日 ・ウルトラマンの日
11 日	・世界人口デー ・職業教育の日 ・真珠記念日 ・YS-11 記念日
12 月	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
13 火	・盆迎え火 ・生命尊重の日 ・日本標準時制定記念日
14 水	・検疫記念日 ・求人広告の日 ・パリ祭 ・内視鏡の日 ・ゼリーの日
15 木	・盂蘭盆会 ・中元 ・ファミコンの日 ・大阪港開港記念日
16 金	・盆送り火 ・やぶ入り ・国土交通デー ・駅弁記念日
17 土	・国際司法の日 ・理学療法の日 ・漫画の日 ・勤労青少年の日
18 日	・光化学スモッグの日 ・ネルソンマデラデー
19 月	・夏の土用入り ・女性大臣の日 ・戦後民主主義到来の日
20 火	・月面着陸の日 ・Tシャツの日 ・ハンバーガーの日
21 水	・自然公園の日 ・日本三景の日 ・神前結婚記念日
22 木	・海の日 ・大暑 ・著作権制度の日 ・下駄の日 ・ナッツの日
23 金	・スポーツの日 ・文月ふみの日 ・カシスの日 ・天ぷらの日
24 土	・地藏盆 ・劇画の日
25 日	・知覚過敏の日 ・かき氷の日 ・うま味調味料の日 ・はんだ付けの日
26 月	・ポツダム宣言記念日 ・日光の日 ・幽霊の日
27 火	・政治を考える日 ・スイカの日
28 水	・土用の丑の日 ・世界肝炎デー ・地名の日 ・菜っぱの日
29 木	・アマチュア無線の日 ・白だしの日 ・福神漬の日
30 金	・プロレス記念日 ・梅干の日 ・システム管理者の日
31 土	・パラグライダー記念日 ・蓄音機の日

算定基礎届に関するお知らせ

令和3年度労働保険料納付申告に関して、ご協力いただき誠にありがとうございました。「算定基礎届」業務も前倒しで進めておりますのでご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

<年金機構からの郵送物（封筒）について>

年金機構から送付される算定基礎届（茶色）が届きましたら弊社にご郵送ください。



算定基礎届には、4月・5月・6月 **支給分** の賃金台帳が必要です。
賃金台帳をお送り頂く際は、メール及び Chatwork にて **エクセルデータ** でお送りください。※エクセルデータでの送信方法が不明の場合はご相談ください。

ご多忙の中、恐れ入りますがご協力の程お願い申し上げます

《今月の特集①》 役員の傷病手当金、労災保険特別加入について

法人役員の傷病手当金

会社の役員も健康保険の被保険者であれば、社員と同じように傷病手当金の受給対象者となります。実際は病気やケガで短期間会社を休んでも役員報酬を減額しない(通常は受給しないという選択)ことが多いです。しかし、療養の期間中の役員報酬を一時的に不支給とすることで傷病手当金を受けることができます。役員の場合は、報酬の変更をするためには、原則的に株主総会の決議か役員議事録が必要になりますので事前の準備をお願いします。

役員の傷病手当金請求の際に必要な添付書類

通常の場合(従業員の場)は、傷病手当金の請求の際に賃金台帳と出勤簿の写しを添付して保険者(協会けんぽまたは健康保険組合)に提出しますが、役員に関しては株主総会議事録または取締役会議事録の写しの提出が必要とされています。株主総会で役員報酬の総枠のみを決定し、各取締役への具体的な報酬配分については取締役会を通じて代表取締役に一任する方法をとっている場合は取締役会議事録で証明しますので、**事前に準備しておく必要があります**。ご注意ください。



法人役員の労災

「労災保険」は業務中又は通勤時の負傷、疾病、障害、死亡等に対して国が行う従業員のための補償制度で、その補償内容は世界に誇れる手厚さです。事業主や役員の特別加入制度がある以上、ぜひご利用をご検討ください。健康保険の被保険者が5人以上の法人の役員がその法人の役員としての業務(工作中)に起因するケガや病気については**健康保険が使えません**。(法人役員としての業務とは、法人のために行う業務全般を指します。)

事業主や役員の「特別加入」は、多岐にわたり手厚く補償されていますので、ぜひご加入下さい。

特別加入制度を利用すれば

「労災保険」を使えます。

(治療費、入院代などは全額無料で治療を受けられます)



保険料の全額を経費算入

(損金算入) できます。



通勤中のケガでも

補償を受けられます。



万一のときには、休業補償・

障害年金・遺族年金も

受けられます。



給付基礎日額 5,000 円の場合	月額	年間保険料
建設業 (保険料率 9.5/1000)	1,444 円	17,337 円
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 (保険料率 3/1000)	456 円	5,475 円
その他各種事業 (保険料率 3/1000)	456 円	5,475 円

給付基礎日額は、特別加入保険料および保険給付額の算定の基礎となるものです。

3,500円～25,000円までの間で所得水準にあった金額を申請することができます。

※この他に事務組合費が必要となります。

お気軽に各担当者までお問い合わせください。

《今月の特集②》今こそ社員教育のチャンス

コロナ禍を社員教育の好機にする企業も…。

コロナ禍など不可避な情勢変化で業績が厳しくなると、真っ先に経費削減に挙げられがちなのが企業の教育コストです。しかし、仕事量が減少して社員の余剰時間がある「今こそ社員教育のチャンス」と捉え、逆に積極的に取り組んでいる企業もあります。コロナ禍の苦難の時期に何をすべきかの優先順位は業種業態によって違いはあると思いますが、今こそ社員教育が重要課題ではないでしょうか…。社員にも、管理職にも、経営者にも、これまでとは異なる新しい教育ニーズが生まれています。コロナ禍が過ぎ去るのをじっと待っているだけでは、その先の企業存続と成長は果たせないことになるかもしれません。経済活動や商売をはじめ、各種のスポーツや団体競技なども、最後の勝敗を決定するのは人材の優劣ではないでしょうか。



過半数にのぼる企業が教育に支出を。

厚生労働省が昨年5月に公表した直近の「能力開発基本調査」では、OFF-JTまたは自己啓発支援に支出した企業は全体の57.5%で過半数にのぼっています。また、支出した費用の労働者一人当たりの平均額では、OFF-JTが1.9万円で、自己啓発支援が0.3万円でした。さらに過去3年間のOFF-JTに支出した費用の実績では「増加した(24.6%)」が「減少した(5.9%)」を18.7ポイント上回っていました。

やはり多くの企業が社員教育を重要視して、今後の成長に備えていることがわかります。その一方で約半数近くの企業があまり力を入れていないことも読み取れます。貴社の場合はいかがでしょうか…。

能力やスキルアップを望む社員は89.5%に。

同調査の個人調査項目では、向上させたい能力やスキルがある常用労働者の割合は89.5%にのぼりました。正社員ではさらに高く93.3%で、正社員以外でも82.8%となっています。

その内容については、正社員では「マネジメント能力・リーダーシップ能力」の42.5%が最も高くなっていますが、正社員以外では17.1%で大きな差があります。正社員では次いで「問題解決スキル(分析・思考・創造力等)」38.1%、「ITを使いこなす一般的な知識(OA・事務機器操作)」30.3%、「コミュニケーション能力・説得力」30.2%と続いています。正社員以外では、「ITを使いこなす一般的な知識」が36.3%で最も多く、次いで「コミュニケーション能力・説得力」30.9%となっています。いずれの場合でも社員側の向上心の高さを感じ取れます。



社員教育には多くの時間と費用と労力が必要です。プラン・ドウ・チェック・アクションの反復継続が必要です。当社では社員教育用のDVDやeラーニング、個別指導の社員セミナーもご用意しています。各担当者までお気軽にお声かけください。



「育児・介護休業法」が改正 令和4年4月から施行

令和3年6月3日、「育児・介護休業法」が改正されました。

改正法の施行は令和4年4月1日からとなります。今回の改正内容の主なポイントは次の通りです。

①男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後における柔軟な育休取得の枠組みを創設

- ・ 出生後8週間以内に4週間まで取得できる
- ・ 休業の申出は休業の2週間前まで
- ・ 分割して2回まで取得できる
- ・ 労使協定を締結した場合、労働者が合意した範囲内で、休業中に就業することができる



②育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠や出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を義務化

- ・ 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修の実施や相談窓口の設置など）
- ・ 妊娠、出産（本人または配偶者）を申し出た労働者に個別の周知（制度の説明や情報提供）および休業取得の意向を確認

③育児休業の分割取得

- ・ 育児休業を分割して2回まで取得できる
- ・ 1歳以降育休を延長する場合について、育休の開始日を柔軟化

④有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和

- ・ 対象者要件のうち、継続雇用期間1年以上の要件を撤廃

⑤育児休業取得状況の公表を義務化

- ・ 従業員1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況を公表（男性の育休取得率を公表）

「育児・介護休業法」の改正に伴い、育児休業給付についても、所要の規定の整備が行われることが決まっております。ご不明な点がございましたら各担当までお申し付けください。

Quiz&Present クイズ&プレゼント

令和3年6月3日に「育児・介護休業法」が改正されました。正しいものを以下の(A)~(C)のうちどれでしょう。

- (A) 出生後3週間以内に1週間まで取得できる
- (B) 育児休業を分割して2回まで取得できる
- (C) 休業の申出は、休業の4週間前まで

☆クイズにお答えいただいた方の中から抽選でQUOカードをプレゼント!



- ▶ 応募方法: 下記メールアドレスに、
 - ①クイズの答えもしくは番号
 - ②応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶ 応募締切: 2021年7月31日
- ※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス: mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。



〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301
地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

[7月版]
No.50

この改定内容は、忘れないように。

大雨や台風のシーズンになりました。近年では九州各地でも水害が頻発していますので、仕事中でも自宅にいるときでも防災対策が求められます。そのような状況を踏まえ、今年5月20日から「大雨・洪水警戒レベル」の内容が改定されました。5段階のレベルのうち、わかりにくかったレベル4の「避難指示・避難勧告」は『避難指示』に一本化されています。また、レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」も『高齢者等避難』に変わりました。さらに警戒レベル4までに必ず避難することも明記されています。

もしもの場合に備えた非常持ち出し品も、従来から例示されていた備品に加えて感染症や熱中症対策の準備も必要です。自分自身や家族、仲間を守るためにもぜひ対策を。

災害レベル 新たな避難情報等

5	緊急安全確保
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉	
4	避難指示
3	高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)



これまでの避難情報等

災害発生情報 (発生を確認した時に発令)
・避難指示 (緊急) ・避難勧告
避難準備・ 高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
早期注意情報 (気象庁)

7

月の

注意ポイント

- その① 大雨や台風など災害対策の見直しを！！
- その② 引き続き感染症対策の行動の徹底を！！
- その③ 熱中症対策の水分補給も忘れずに！！